

# Glocal Tenri



月刊 グローカル天理 Monthly Bulletin Vol.27 No.3 March 2026

天理大学 おやさと研究所 Oyasato Institute for the Study of Religion, Tenri University

3

## CONTENTS

- 巻頭言  
神話と進化論的視点の誘惑  
／井上 昭洋 ..... 1
- 天理教の異文化伝道と「文化」の「翻訳」  
(22)  
ヨーロッパにおける天理教の伝道の諸相①  
／加藤 匡人 ..... 2
- 台湾の社会と文化—天理教伝道史と災害民族誌 (30)  
先住民の視点から災害を見る  
／山西 弘朗 ..... 3
- 教内の福祉の歴史 (2)  
歴史および歴史学について  
／松原 浩一郎 ..... 4
- 天理参考館から (最終回)  
天理参考館第 100 回企画展「教祖 140 年祭記念 幕末明治の暮らし」②  
／幡鎌 真理 ..... 5
- 日本占領期の香港—植民地研究の視点から— (8)  
ブラック・クリスマス：日本軍による香港占領  
／山本 和行 ..... 6
- 2025 年度公開教学講座：「元の理」の学術的研究とその新しい展開を求めて (9)  
第 9 講：「元の理」と異文化理解  
／森 洋明 ..... 7
- おやさと研究所ニュース ..... 8  
2025 年度おやさと研究所 特別講座「教学と現代」のご案内

## 巻頭言

### 神話と進化論的視点の誘惑

おやさと研究所長 井上昭洋 Akihiro Inoue

ハワイの創世神話『クムリポ』についてこの叙事詩は進化論に比肩しうるハワイ版の進化論的創世神話として紹介されることがある。さらに、ダーウィン以前に進化論的世界観をハワイ人は持っていた、あるいは進化論が神話の先見性を明らかにした、といった解釈がなされたりする。創世神話も進化論も人間の誕生から現在に至るまでの物語であるという点で似通っている。この類似が、両者を重ね合わせる読みを誘う。しかし、それで良いのだろうか。

『クムリポ』が語る生成の物語を、進化論のみならず現代の生命科学の知識と重ね合わせたくなる気持ちは、決して不自然なものではない。そこには、遠い昔に編まれた神話が、今日の私たちの科学的知見にどこかで通じているのではないかという、素朴な期待がある。しかし、その期待が強くなりすぎるとき、私たちは神話を「科学を先取りしたもの」として読んでしまう危うさを抱え込むことになる。神話の語りを現代科学の言語に翻訳できたと感じた瞬間、神話そのものが持つ語りの豊かさを枯れさせてしまうのではないだろうか。

『クムリポ』は、進化のプロセスを説明する理論ではなく、世界がどのような秩序のもとで現れてきたのかを語る系譜の物語である。そこに進化論的な響きを読み取ることはできても、それをもって神話の「正しさ」や「先見性」を保証しようとするならば、その読みは神話を科学に従属させることになる。創世神話を進化論や生命科学の知識で読み替え、「だからこの神話はすごい」と言いたくなるとき、私たちは神話を称賛しているつもりでも、実は科学の権威に寄りかかっている。問題は、神話を進化論や生命科学によって解釈することにあるのではない。それが比喩的な「見立て」であるという自覚を欠いたまま、科学との類似性をもって神話の正しさを裏付けようとする態度にあるのではないか。

ハワイの創世神話『クムリポ』について 2025 年 12 月号の巻頭言で紹介した。この壮大な叙事詩は、前半の夜の時代と後半の昼の時代に分かれる。なかでも前半の夜の時代では、宇宙の誕生から海生生物の出現に始まる生物の移り変わりまでが、海と陸の生物が対をなす形で語られる。ポリプ(珊瑚虫)にはじまり、ウニと海藻が生まれる。イルカを含む泳ぐ生き物とそれに対応する植物、さらに海鳥と陸鳥そして芋虫や蝶も誕生する。続いて這う生き物(海亀、エビ、トカゲ)とそれに対応する植物が生まれ、タロイモ、さらにノミ、ネズミ、犬、コウモリと続く。海と陸の両方で、原始的な生物から人間の生活圏に住まう生き物へと、生物の系譜が語られる。こうして後半の昼の時代、神々と王族と人間の物語へと紡がれていく。

海底火山が隆起して火山島となり、海鳥が運んできた植物の種子が芽吹き、島の周囲に珊瑚礁が形成される。堡礁(バリア・リーフ)と陸地の間に礁湖(ラグーン)ができ、その環境に適した生物が生息するようになる。ハワイ人の祖先はそのような自然環境の成り立ちを熟知していたはずで、『クムリポ』の夜の時代を語る叙事詩に西洋の生物学とは異なる豊かな生物発生論的な民俗知識を認めることができる。それは西洋の形態学や分類学とは異なる体系を持ったタイプロジー(類型論)であり、海の生物と陸の生物を、動物と植物をその形状や性質から隠喩的に関連付ける独自の世界観を持つ。

一方、原始的な海生生物から魚類、鳥類、哺乳類へと展開する生物出現の描写は、共通の祖先から枝分かれするように生物が進化してきたと説くダーウィンの「生命の樹」の概念を彷彿とさせる。19 世紀のドイツ人人類学者アルフレッド・バステリアンは、ダーウィン進化論との類似性に注目し、『クムリポ』をヨーロッパに伝えた。現在も、

## ヨーロッパにおける天理教の伝道の諸相①

これまでの連載でも触れてきたように、天理日仏文化協会（以下、「文化協会」）は、戦後のフランスにおいて日本文化受容が高まり始めた時期に設立され、現在まで半世紀以上にわたって活動を続けてきている。前回（2026年1月号）では、その活動の概観を紹介したが、これから数回にわたって、その文化活動の一部の詳細を取り上げながら、本連載のテーマである「文化」の「翻訳」について論じていく。それを進めるにあたり、今回はまず、そういった「翻訳」が生じる背景となる、フランスの宗教活動や文化活動を取り巻く法的な環境などを眺めていきたい。

## フランスの1901年法と1905年法

さて、第15回（2025年1月号）でも触れたように、1970年に天理教パリ出張所（以下、「出張所」）、そして1971年に文化協会がそれぞれ設立された際、出張所はパリ郊外に設置された一方で、立地条件の制約などから文化協会はパリ市内に設置されることとなった。それについて筆者は、「フランスの法的な環境を考えると極めて理にかなった判断だったと言える」（加藤 2025：2）と述べたが、ここでその点についてもう少し詳しく見ていきたい。

筆者が「理にかなった」と述べた理由には、今から100年以上前に制定されたフランスの2つの法律が関わっている。それが小見出しにもある、1901年と1905年の法律である。なお、2021年のフランスの法改正で、この2つの法律に条文が追加されたりしているため、本稿では最新のものを参照しながら話を進めていくことを予めお断りしておく。（この2つの法律が制定された前後の歴史的な文脈については、本誌で連載されていた藤原理人の「ライシテと天理教のフランス布教」の2018年4月号、7月号、2020年10月号の内容を参照されたい。）

さて、この2つの法律の内の1つは、「非営利団体契約に関する1901年7月1日の法律」（以下、「1901年法」）である。「結社法」の通称で知られるこの法律は、同国において、「任意の団体が法人格を得るための規定を設け」ていることから、「フランスの団体法制に関する根本法規」と言われている（国立国会図書館調査及び立法考査局 1997：50）。

この法律では、2人以上の者が事前の届け出無しに非営利団体を結成することができ（「非届出非営利団体」）、さらにその発起人がその団体の所在する県庁等へ届け出をすることで法人格（「届出非営利団体」）を取得できるとする。この1901年法では、その団体が利益の分配を目的としない以外には目的を限定しておらず、後に1907年に制定された法律を根拠に、非営利団体が宗教活動を目的とすることが認められている。したがって、後述する1905年に制定された法律に則らず、1901年法にのみ準拠する形で団体を結成し、宗教活動を行っている諸団体も存在する（文化庁宗務課 2022：109）。

もう1つの法律は、先ほども少し触れた1905年の法律である。正式には、「諸教会と国家の分離に関する1905年12月9日の法律」（以下、「1905年法」）と呼ばれ、「政教分離法」の通称で知られる。この法律は、届出非営利団体の中でも、宗教活動を目的とする団体（以下、「宗教団体」）を規定する法律である。その意味では、1901年法を団体全般に関する「一般法」とすれば、1905年法はその「特別法」と位置づけることができる（文化庁宗務課 2022：107～113）。

「宗教団体」と「届出非営利団体」の大きな違いは、以下の2つであるとされる。

- ①「宗教団体」が「行おうとする宗派の一般組織の規則に準拠して」結成されること
- ②「宗教団体」の目的が、「専ら宗教活動の実施を目的とする」ものでなければならないこと

（文化庁宗務課 2022：113）

①については字義通りであるが、②については、フランス語の原文では Les associations culturelles ont exclusivement pour objet l'exercice d'un culte（Légifrance 2021、傍線は引用者）と規定されているため、「宗教活動の実施のみを目的とする」と読み替えた方が分かりやすいだろう。

1905年法に準拠する宗教団体は、目的が宗教活動に限定されていることに加え、様々な面でより厳格な政府の統制を受けることになる。たとえば、設立の際の最低人数が7名に設定されていること、定款の目的や実際の活動の実態の中で公の秩序を侵害しないこと、国や地方公共団体などから補助金を受け取れないこと、また宗教活動を行う場所で違法行為を扇動したり行ったりした場合には罰則や制裁が課せられたりすること等である（文化庁宗務課 2022：114～115）。

その一方で、宗教団体はその資金を自由に調達することができ、構成員から会費を徴収したり、募金や献金を受け取ったりすることが出来る。また、礼拝に使用する建物の固定資産税や住民税が免除されたり、寄付者に対する税が減免されたりもする（文化庁宗務課 2022：114、120～126）。

## [引用文献]

加藤匡人(2025)「天理教の異文化伝道と「文化」の「翻訳」(15) —ヨーロッパにおける天理教の伝道の諸相④」『グローバル天理』26巻1号、2頁。

国立国会図書館調査及び立法考査局編(1997)『外国の立法』第201号、国立国会図書館調査及び立法考査局。

文化庁宗務課編(2022)『海外の宗教事情に関する調査報告書』文化庁宗務課。

Légifrance. 2021. Loi du 9 décembre 1905 concernant la séparation des Eglises et de l'Etat. <https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000000508749> (2026年2月4日閲覧)。

# 先住民の視点から災害を見る

前回(2026年1月号)は、文化人類学という視点から災害研究を行うことについて、先行研究を引用しながら、その特徴について紹介した。それは、まず災害を単なる自然環境や人が手を加えた環境に由来する破壊を起こす素因/力の作用として捉えるのではなく、むしろ社会的、経済的脆弱性の状況下にいる人間集団と結びついて生じる事象として捉えることである。さらに、災害を社会的機構の本質である親族関係やその他の協力関係の紐帯やレジリエンスを明るみにするものと捉えることで、災害における諸集団の力関係や脆弱性を解明できる機会であると認識することである。

## 八八水害の概要

筆者が研究対象として取り上げる八八水害とは、2009年8月6日から8月10日にかけて台湾の中南部および南東部で発生した水害である。この水害は、台風8号が台湾を横断した日である8月8日にちなんで八八水災と呼ばれ、国際的な台風のアジア名であるモーラコット(莫拉克)からモーラコット風災とも呼ばれている。この台風は1959年に発生した八七水害以降で最も被害の大きな水害となり、台湾各地で洪水、土砂災害を引き起こした。南部の高雄県甲仙郷(現在の高雄市甲仙区)では、小林村という集落が土砂災害により壊滅的打撃を受け、474人が生き埋めとなり、命を落とした。

この水害により台湾全土で681人が死亡したほか18人が行方不明に上るとともに、政府の救援対応や復興支援に対する批判が広がり、当時の馬英九総統率いる中国国民党政権に対する評価が急降下、政治的責任の追及を受けた劉兆玄行政院長(内閣総理大臣に相当)が同年9月に辞意を表明するまでに至った。

この災害の事前対応と災害発生時の緊急対応に対する批判として、当時次のことが指摘されていた。すなわち、台風という事前にある程度予測できる災害に対して、国軍を事前に被害が想定される中南部の山間部などに配置するなどの事前準備が十分にできなかったこと、また台風が接近した際に、いち早く避難勧告などを発令し平地など安全な場所に避難させなかったこと、さらには、多くの人命が失われた小林村の場合、緊急時の避難場所に指定されていた避難所が深層崩壊によって土砂に埋まってしまう状況となったことである。特に小林村については、指定された避難場所が適切だったのかという点に対して厳しく追及された。そのほか、このような事前対応が不十分だったことから、災害発生後の救助や避難所での生活物資が遅れたことについても、被災者から不満が噴出し、連日マスメディアで報じられ、政府は対応に追われた。

災害後の緊急避難が一段落し、生活再建に向けた災害復興が進められることになったが、今度は生活再建の場所をめぐる問題が大きな社会問題となった。これは、災害後に政府が国土安全評価を実施し、地質学者や土木の専門家などからなる調査チームによって被災地の安全評価を行い、原則として危険と評価された被災地では生活再建を認めないとしたからである。

災害が発生してまもない段階で、しかも被災者が避難所での不安定な生活を余儀なくされている状況においては、被害者不

在のまま、政府による安全評価が実施されて災害後に居住する場所が決定されることに、大きな不安と不満が募っていった。

実際にこの評価により、危険とされた台湾南部の高雄県桃源郷の先住民村落である勤和村では、危険だという評価に対して批判する住民が多かった。当時この村の村長であったブヌン族の長老は、災害後ようやくヘリコプターで集落を見たとき、多くの家屋が崩れずに残っており、元の集落で復興できると思ったと筆者に語った。

安全なのか、危険なのか。生活再建が許されないほど危険なのか。このような評価をめぐっては、人々の視点や社会的背景、知識、力関係なども影響するので判断が難しい。専門家たちは自らの専門的知識に基づいて、科学的、客観的に評価したと自負している。しかしながら、政府の決定過程や評価する専門家チームの人选や構成については、さまざまな意見が生じるだろう。ただ、ここで重要なことは、被災地の安全評価に対して当事者である被災者が納得しなかったという点である。政府は、自ら危険と指定した地域の住民を平地に建設する復興住宅に入居させるという復興計画を立てていたが、このような状況の中ではスムーズに進めることはできなかった。

## 先住民の視点から何が見えるのか

では、なぜこの村落の被災者をはじめ、多くの先住民が危険だという安全評価に納得しなかったのか。筆者の聞き取り調査から分かったことは、そもそも安全という認識に大きなズレが生じていること、また村落の先住民が抱く安全という評価の根拠は専門家たちのそれと大きく異なっているということである。

上記のブヌン族の長老は、「安全かどうかと聞かれれば、明らかに村落の側を流れる川床に土砂が堆積し、水位が上昇すれば浸水などの被害をもたらすかもしれないが、そのようなことが発生するのは雨季に限られており、私たちは高台にある自分たちの農地に避難できる」と言うのである。また別のブヌン族の女性は、「私たちは先祖からずっと山地に住んでいて、山での生活に慣れている。山で生活する知恵や能力も持っている。実際に、自分たちが使っている水は、自分たちで山で水源を見つけ、そこから水を引いているのである。こんなことは平地の人々(漢人)にはできないだろう」と誇らしげに筆者に語るのである。

先住民にとって、安全か危険かは自分たちの知恵や能力で生きられるかどうかという山地で長年培われてきた知恵や実践によって裏付けられたものである。科学的、客観的に専門家たちによって下される評価を現地の被災者がどのように受け止めるかは、現地の人々の文化的背景やこれまでの歴史経験を考慮していくべきではないだろうか。

## [参考文献]

スザンナ・M・ホフマン/アンソニー・オリヴァー＝スミス  
(2006)『災害の人類学—カタストロフィと文化』明石書店。  
山西弘朗(2026)「災害と原住民族」、日本順益台湾原住民研究会編『新編 台湾原住民研究への招待』風響社、293～297頁。

教内の福祉の歴史を論じるとは、歴史学的手法を用いて、教内の歴史を、福祉という視点を通して論考するということである。前回（2026年1月号）「社会福祉」について法的な定義や学会における統一された定義がないことを確認した。学会（おもに日本社会福祉学会）において、社会福祉の本質が議論され、「社会福祉」とは「制度・政策」なのか「方法・技術」なのか、という問いに対して、いまだ答えを見いだせていないのである。その一方で、統一された定義を求める研究の方法として、歴史学的手法を使った研究がある。わが国では「社会事業史研究」と呼ばれている領域である。

そこで今回は、教内の福祉史を論考する前に、「歴史」および「歴史学」について論じることとする。言うまでもないが、筆者は歴史学については門外漢であるため、あくまでも一般論の域を出るものではない。

歴史とは何か？ その古典としてE.H.カーの論考がある<sup>(1)</sup>。カーは、歴史とは「歴史家と事実との間の絶えざる相互作用」であるとして、歴史的事実は「与えられるものではなく、つくられる」と述べている。また「現在と過去との間の絶えざる対話」でもあるという。このようにカーは、歴史家が歴史を作りあげるので、「客観的歴史」は存在不可能だと主張する。

次に、歴史学研究について検証したい。フランスの古代史学者のフランソワ・アルトール<sup>(2)</sup>は、歴史学研究のスタンスを次の三つに分類している。第一は「過去主義」である。過去は教訓にみちあふれているので、教訓を得るために歴史学があるという考えである。天理教における「教組のひながた」がこれに類似するといえよう。ただし、教訓と「ひながた」がイコールとはいえない。天理教を信じる者にとって「ひながた」は、教訓として指示的な意味もふくむが、むしろ日々の生活指針、人生のモデル、信仰者の目指す道しるべそのものという意味合いが強い。本稿の目的に照らし合わせると、教内で展開されてきた福祉活動や福祉事業から教訓やあるべき姿を導くということである。

第二は「未来主義」である。これは進歩のプロセスとゴールを描くことである。つまり「陽気ぐらし」への道筋を描くことである。本稿で言うと、教内に福祉がどのように展開あるいは定着していくべきかを論考することである。

第三は、「現実主義」である。歴史は複数の原因と複数の結果が渦巻いて今に至っている。言い換えれば「因果関係の束」なのである。歴史学は、この束の中から、歴史学者が問題関心にもとづいて、自分が重要だと思うことを選択して、そのメカニズムを分析する営みと言える。本稿の軸足はここにある。つまり、教内の歴史の束から、福祉に焦点をあてて、福祉の機能的な要因を分析して、かつ未来へ提言することが執筆の目的である。福祉に焦点をあてると言っても、すべてを完全に捉えられるものではない。つまりそこには論者の選択があり、それは主観的な営みなのである。カーの主張のとおりである。

再度歴史学について検討したい。古代ギリシャで執筆されたペルシア戦争を題材とする書である『歴史』（ヘロドトス著）や中国の司馬遷が編纂した『史記』などが、まとまった歴史書

の嚆矢だと言われている。だが、現在の歴史研究の祖は、19世紀の歴史学者レオポルト・フォン・ランケ（1795～1886）である。彼は実証主義を唱え「それ（過去の事実）は実際いかなるものだったか」を明らかにすることが歴史研究だと主張した。それは、次の三つのステップからなる。第一に資料を収集する、第二に資料を批判（正しい部分と間違えた部分の分別）する、第三に正しいと判断した資料にもとづいて、過去の事実を記述する。このような過程を経て成立する歴史学は、実証主義に加えて、公文書至上主義（私文書より、公文書の方が信頼性が高く、客観的だとする考え）と史料批判によって成り立っている。

このような主義は、現在まで有効な方法として活用されている。教会本部から公刊されている『稿本天理教教祖傳』編纂の中心的な役割を果たした中山正善<sup>(3)</sup>二代真柱の足跡にもみられる。飯田照明は『世界たすけの偉大な足跡』<sup>(3)</sup>において、「教祖伝編纂では『正確さ、実証性、真実』を徹底的に追求された」と述べている。加えてこの姿勢のあらわれとして、現在公刊されている天理教教祖傳を「底本」とせず「将来万が一にも新しい資料が発見されたなら修正される可能性はゼロではないとし、その時に加筆、或いは修正できるようにと、『稿本』という言葉を表題に冠せられた」と述べている。これらの基本姿勢は、『天理教教典』をはじめ、本部から刊行されている原典学や教学に一貫している。

話題を歴史学の歴史に戻す。先述したように、神話や王朝の歴史叙述あるいは哲学的・文学的記述が中心だった歴史書に対して、実証主義に依拠した歴史学を創成したランケ学派へも批判の矛先が向けられる。一つは、経済の動向が歴史の流れを規定するという「マルクス主義歴史学」である。もう一つは、「アナル学派」と呼ばれる研究動向である。この呼称の由来は、ストラスブール大学のリュシアン・フェーヴルとマルク・ブロックによって創刊された研究雑誌『経済・社会史年報（アナル）』であった。遅塚忠躬によるとその特徴は「19世紀的な旧来の歴史学が政治史や外交史のような『事件史』に偏重していたことに対する反発」であり、その「奥にあって目立ちにくい層（たとえば庶民の日常生活とか人々の心性とか）に着目し、その層を仮に『社会』と名付け」研究対象にしたことだ<sup>(4)</sup>という。ここで福祉（あるいは社会福祉）が研究対象になるのである。

歴史学の歴史をひもといたが、ここで歴史学それ自体に疑問を呈する主張が外部の学問領域から歴史学者に突きつけられる。今回はこの批判について概観し、本稿がどのような歴史観をとるのかを述べたい。

[註]

(1) E.H.カー（1961）『歴史とはなにか？』なお日本語訳の初版は1962年（清水幾太郎訳）、岩波新書。

(2) フランソワ・アルトール（2003）『歴史の体制』（伊藤綾訳：2008）、藤原書店。

(3) 飯田照明（2020）『世界たすけの偉大な足跡—中山正善二代真柱の功績—』養徳社、49～50頁。

(4) 遅塚忠躬（2010）『史学概論』東京大学出版会、40頁。

天理参考館で開催中の標記企画展について引き続き紹介します。本展の見所の1つは、天理市内の町が大切に保管されてきた貴重な資料を間近に観賞できることです。今回は、三島町、杣之内町、小島町の文書と絵図を展示しています。

“大和豊年米食わず”という言葉をご存知でしょうか。これは、「大和が豊作の年は、他の地域では不作で米が収穫できない」という意味を示すものです。つまり、雨の少ない大和で稲がよく実る年は、他の地域は雨続きで不作となるため米が食べられず、逆に他が豊作の年は大和は干魃で米が収穫できないという意味を含んでいるのです。また、“大和の皿池”という揶揄するような言い回しもあります。雨が少ない大和では、少しでも雨水を溜める方策として人工的に池をつくっても、天然の池に比べて浅いためすぐに干上がってしまうことを暗示しています。このように大和では、また大和に限らず灌漑が十分に整備されていない時代にはどこでも人々は「水との戦い」に苦闘していました。大和では、今に伝わる文書のほとんどが水の争論に関するものです。これは、子孫に大切な水に関する決まりごとを伝え残すという使命感の表れと言えます。この地域の主要な河川は布留川しかなく、村々は「村同士の戦い」にも奔走しなければならなかったのです。

図1は「三島川裁許絵図」です。現在の天理本通り商店街の下を流れている三島川の水利を巡って、田井庄村と三島村、川原城村が争った際に提出された絵図の写しです。布留川が豊井の一ノ井で分流して南に流れる南川は、田村や勾田村が優先的な水利権を持つために「田村川」、北側に流れる北川は三島村や庄屋敷村が権限を有するために「三島川」と称したのです。その三島川、絵図をよく見ると各所に付箋のようなものが貼られています。これは水車が設置されていた場所を明示するものと思われる。江戸時代に綿の栽培が盛んだった地域では、川沿いに水車が設置され、精米や精麦とともに、綿実を加工する綿実油の生産が行われていました。教祖が嫁いだ庄屋敷村の中山家の屋号は「綿屋」であり、この付箋は一部で広く綿作が行われていたことを示す印とも言えます。この絵図を借用するとき、三島の区長さんから「貼ってるとこが重要ですからなあ、取れんようによろしゅう頼みます」と冗談めかして、しかしながらしっかりと言い渡されました。これを代々地域で伝えてきた重みのある言葉です。延宝8年(1680年!)から伝えられてきた貴重な絵図です。延宝は江戸時代の年号です。元禄や享保のようにあまりなじみがないかもしれませんが、この年に徳川幕府4代將軍家綱と、後水尾院がともに逝去しています。5代將軍綱吉の治政が始まろうとする直前の時代です。そのころ、3村はこの水争いの裁定を城和奉行玉置甚三郎に書き付けてもらっています。3村を支配していたのは藤堂藩(津藩)で、大和や山城は藤堂藩の飛び地であるため、奉行

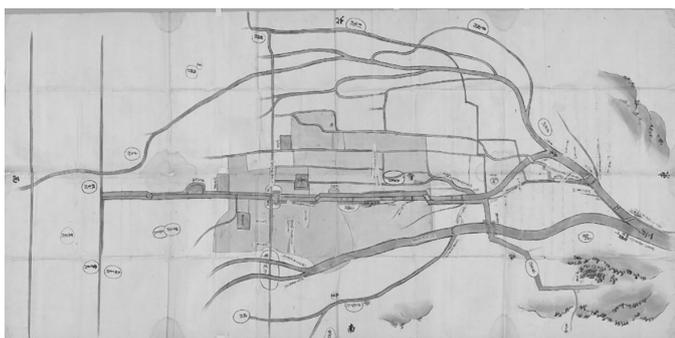


図1 三島川裁許絵図 奈良 延宝8年(天理市三島町蔵)

が統治を担当していました。「城和奉行」とは山城と大和の藤堂藩領を管轄する奉行という意味で、藤堂藩のなかでも重要な役職でした。大和は入り組んだ支配形態で、藤堂藩、織田藩、片桐藩、柳沢藩、天領などの領地が錯綜していました。例えば、三味田村の東は織田藩領で、西は藤堂藩領という、同じ村でも年貢の納め先が異なるといったこともあったのです。玉置はこの絵図裏に経緯を書き付け、花押を据えています。今でも“裏をとる”という言い方がありますが、確かな証拠、上位の権威の証明を得ることで確かな“裏付け”としたのです。表からもうっすらと裏の書き込みが確認できますので、ぜひご覧ください。

図2は540点に及ぶ「天理市杣之内町山口水文書」の1つで、「水論論所絵図」です。山口水文書は、最も古いもので天正年間から、最新は平成の周辺道路整備工事の図面に至るまで膨大な史料から構成されています。天理大学が目録を作成しました。そのなかで、これは天保期に作成された

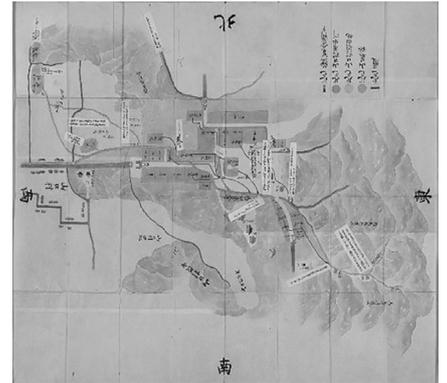


図2 水論論所絵図 奈良 江戸末(天理市杣之内町山口蔵)

永久寺との水争いを示す絵図です。永久寺は明治の廃仏毀釈で消滅し、今は本堂池にその面影をわずかに残すばかりですが、江戸時代には大和で5番目、法隆寺と肩を並べる寺領(薬師寺や唐招提寺より多い)を有する荘厳な大伽藍を誇った名刹です。あるとき永久寺の僧たちが境内を通る川に樋を設けて池をつくり、金魚を飼って楽しむようになります。その影響で下流の山口には水が流れなくなり、抗議しますが埒が明かません。業を煮やした山口の村人が樋を叩き壊す強硬手段に出たため、今度は永久寺が激昂して「狼藉」と奈良奉行所に訴えます。裁定の結果、4月から8月は山口に優先的に水を流すがそれ以外は永久寺が差配する、川のメンテナンスは永久寺が受け持つなど細かい取り決めをして一応落ち着きました。これは山口村が作成した絵図で、池に引き込まれた樋の場所を付箋で詳細に示しています。

図3は同じ山口水文書で、「幾坂池用水についての約状」です。なら歴史芸術文化村に隣接する幾坂池の水を三味田村も使用しており、池のある山口村と水の利用の取り決めを交わした文書で



図3 幾坂池用水に付き約状 奈良 安政4年(天理市杣之内町山口蔵)

山口村の役人に宛て、三味田村の庄屋たちが提出した幾坂池利用の誓約書で、代表者の1人として教祖の兄である前川杏助が署名捺印しています。先程記したように三味田村は東西で支配が異なるために、わざわざ「東組」「西組」と書き分けていることがわかります。また前川杏助は無足人で苗字を許されていたために苗字を記しています。

今回で「天理参考館から」の連載を終わります。長きにわたりご愛読いただき誠にありがとうございました。

## ブラック・クリスマス：日本軍による香港占領

天理大学国際学部教授  
山本 和行 Kazuyuki Yamamoto

1941年12月8日、アメリカ・イギリスへの宣戦布告をおこなった日本は各方面に戦線を拡大した。すでに1937年からはじめていた「日中戦争」のもと、日本軍は1938年10月には香港にほど近い広州を占領していた。こうした日本軍の香港占領までの状況について、日本占領期の香港に関する先駆的な研究成果である關禮雄『日本占領下の香港』は、以下のよう<sup>(1)</sup>にまとめている。

1941年は、広州が日本の手に落ちてから三年めにあたりますが、香港・広州間の交通は断絶同様であった。／香港からわずか50マイル、珠江河口西岸にあるマカオはポルトガル領であるが、現地では日本の影響力が大であった。幸いにも香港はマカオ及び広東省西南端の広州湾との海上交通は維持していた。が、海上は日本軍の警備艇がパトロールし香港の船隻はほとんど領海から出られなかった。深圳の北は日本の歩哨が巡邏していた(…)第二次大戦の前兆はまだ鮮明ではなかったが状況からみて香港はすでに日本軍に周囲を包囲されていた。

あわせて、「日中戦争」の影響下、「1941年の香港の人口は約170万、四年前まではまだ100万前後にすぎなかった。1937年の上海、南京陥落、一年後の武漢、広州の失陥は香港に流れ込む難民人口の50万増をもたらしたのである。これは香港の手に余る数であった」と指摘されるように、1937年以降、わずか4年ほどのあいだに香港社会は急速に混迷の度合いを深めていた。

ただ、1941年の日本による宣戦布告までは、イギリス政府は「日中戦争」に対して中立的な姿勢を採っていたこともあり、日本政府とイギリス政府ともに、「表面上は香港に対して相互和平を願っていた<sup>(2)</sup>」と指摘されるように、1937年以降、わずか4年ほどのあいだに香港社会は急速に混迷の度合いを深めていた。

香港当局は日本に妥協・譲歩し、香港で中国語新聞を検閲し、抗日言論を制限した。また、日本居民には自由放任の姿勢を示し、日本を懐柔して香港が侵略されないよう、イギリスが香港における利益を維持しつづけられるように期待した。そのため、香港の防衛は適切な準備がなされなかった。(港英當局對日妥協讓步，在港檢查中文報刊，限制抗日言論，而對日僑則自由放任，以討好日本，期望香港不受侵犯，期望英國能繼續保持在香港的利益；因此香港的防衛，未做適當的準備。)

ところが、上述したとおり、1941年12月8日の対英米宣戦布告によって、イギリス政府および香港政府のこうした「期待」は打ち砕かれてしまう。宣戦布告当日に、日本軍の戦闘機が香港の啓徳空港を攻撃し、空港内にあった5機の軍用機と8機の民間機を破壊し、さらに攻撃範囲を広げて、九龍半

島地域の軍事拠点や交通インフラを攻撃した。また、すでに日本軍が駐留していた深圳から約6万の兵士が新界地域から九龍半島地域に進軍し、12月12日には新界および九龍半島全域を占領するに至った。この間、イギリス軍はイギリス首相ウィンストン・チャーチルが示した「不服従」の方針にしたがい、撤退しながらの抗戦を続けていたが、12月18日からはじまった九龍半島対岸の香港島への日本軍の進軍を受けて、12月25日午後6時には香港総督マーク・ヤングが日本軍への降伏を宣言した。この間、香港市民も含め、2万人以上が亡くなったといわれている。香港の人々は現在も、この日本へのイギリス降伏の日を捉え、日本による香港占領開始を象徴する一日として、1941年12月25日を「ブラック・クリスマス」と呼んでいる。

その後、12月26日には、日本軍の司令に基づき、マーク・ヤングが白旗を掲げた船に乗って香港島から九龍半島に渡り、日本軍司令部が置かれたペンシラホテルに向かった。そこで、マーク・ヤングは日本軍総司令官の酒井隆に対して正式に投降の通告をおこない、翌27日には日本軍が香港島の占領を果たして、香港全土が日本軍の占領地となった。

この2週間超のあいだ、市民生活は日本軍による略奪行為なども含めて混乱を極め、社会経済活動は完全にストップした。この後、日本軍による占領統治がはじまってからおよそ2カ月ほどのあいだ、まずは社会秩序の回復に向けた動きが進められ、そうした状況と並行して、占領政策および教育制度なども整備が進んでいくこととなった。

圖 勢形界新兼龍九港香

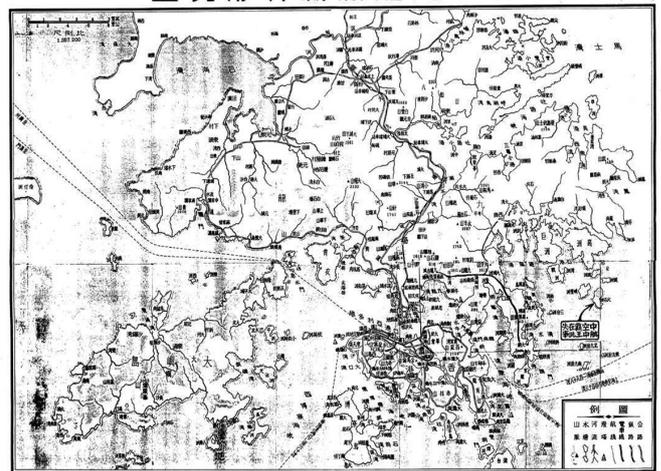


図1 香港九龍兼新界形勢図(蔡榮芳『香港人之香港史 1841-1945』収録)  
[註]

- (1) 關禮雄著、林道生訳、小林英夫解題『日本占領下の香港』、御茶の水書房、1995年、4頁。
- (2) 同上。
- (3) 蔡榮芳『香港人之香港史 1841-1945』、牛津大学出版社、2001年、230頁。
- (4) 同上書、230～231頁。以下、占領の過程についても同書、230～237頁による。

## 第9講:「元の理」と異文化理解

天理大学国際学部教授  
森 洋明 Yomei Mori

「元の理」は、教祖が当時の信者に対して語った内容を書き留めたものである。その冒頭は「この世の元初まりは、どろ海であつた」に始まり、無から人間世界が創造されたという壮大な創造論を示している。ここでいう「どろ海」とは「混沌たる様」であり、また「紋型ない」とも説明されている(『天理教事典 第三版』)。すなわち、秩序や形態を欠いた「無」の状態を指す概念である。このような何らの秩序も存在しない状態から、自然環境を含む秩序ある人間世界が創造されたのである。

「紋型」は「紋型ない」という表現において用いられ、完全に姿形を欠き、印や型も存在しないこと、さらには抛るべき手本や原型が存在しないことを意味する(同書)。『天理教教典』第4章には「紋型ないところから、人間世界を造り」(36頁)と記されており、人間世界の創造に際して、親神は何ら具体的な形象や参照すべき模型を持たない状態から創造を行ったと説明されている。

何も存在しない状態から何かを創出するという、従来明かされてこなかった内容を人間に説示するためには、言語化が不可欠となる。とりわけ、それが人々にとって未知であり、いわば「最後の教え」とも位置づけられるものであるならば、従来用いられてこなかった、あるいは新たに創出された表現が用いられることもあり得るだろうが、新たな表現ばかりでは教えの内容は十分に伝達されない。

この点、教祖は「ひながた」を通じ元の神の存在やその教えを、当時の大和国庄屋敷村およびその周辺に暮らす人々に理解しやすい形で明かされた。そのため、当時の人々が具体的に想像しやすく、すでに社会の中で共有されていた表現が多用されたのである。「ほこり」「つとめ」「ひのきしん」「肥」「田地」などは当時の生活で使用される表現であり、既存の語彙として人々に広く理解されていた言葉である。また、「みかぐらうた」が数え歌の形式を採っていることや、「おふでさき」が和歌体で記されていることも、当時の人々にとって理解しやすく、かつ親しみやすい表現様式を選択した結果であろう。これらは、教えを一方向的に示すのではなく、受け手の理解を重視した親神の意図、すなわち「親心」の反映であると言えるだろう。

この「元の理」も同様で、「どろ海」だけでなく、そこに登場する生き物である「どちよ、うを、み、しやち、かめ、うなぎ、かれい、くろぐつな、ふぐ」などは、いずれも当時の人々にとって日常的に馴染みのある存在であった。人々が具体的なイメージを容易に想起できる生き物だった。たとえば「くろぐつな」は、現代日本語においては一般的に用いられない語であり、その意味を直ちに理解することは難しい。しかし、「くろぐつな」は、近年まで関西地方では蛇の別称として用いられてきた語である(佐藤孝則『グローカル天理』2017年4月号)。

さらに、「元の理」で用いられるこれらの生き物には、それぞれ固有の機能が付与されている。それらの機能は、人間の身体内部における守護の働きを象徴するものであると同時に、世

界における自然の守護機能とも相互に呼応する構造を有している。こうした守護の体系を具体的に理解させるために、身近な存在を喩えとして用い言語化して示したものが「元の理」であると位置づけることができよう。

そもそも何も存在しない状態に秩序を構築していくためには、対象を細分化し、分類する必要がある。それは同時にそれぞれを他と区別することでもある以上、単語で分けることが不可欠である。しかし、全く新たに未知の語彙のみでは、理解は容易ではない。そのため、「元の理」においては身近な存在が取り上げられ、さらにそれぞれの生き物がもつ特性を踏まえたうえで語られている。言語によって語られている以上、「元の理」そのものが、多様な「分類」によって構成された体系であるとも言えよう。

「元の理」によれば、人間世界は「陽気ぐらし」という壮大な意図のもとに創造されたとされる。しかし、神によって創造された人類の歴史を展望すると、そこには数多くの「分断」が生じてきたことが分かる。肌の色や体格、言語などによって人種という概念が生まれ、人類が分類されることになった。肌の色による区別は約400年にわたるアフリカ人奴隷貿易の要因ともなり、今日に至るまで多くの差別を生み出している。現代社会においても、国家という枠組みによる分断に加え、職業や社会的地位、さまざまな立場による区別が存在する。また日常生活においても、星座や干支、各種性格診断などを通じて私たちは自発的に分類を行っている。社会生活を営む上で、こうした区別や分類は必要不可欠であろう。しかし一方で、それらはしばしば分断を生み、対立や争いの要因ともなってきた。人類史における人種間・国家間の戦争は、人類が行ってきた分断の結果である。人間の救済を標榜する宗教でさえ、歴史の過程において多くの分断を生み、流血を伴う争いをもたらしてきた。

世界の秩序を維持する上で、社会の中に存在するさまざまな分断が完全に消滅することはないであろうが、この「元の理」は人間の分断、社会の分断、そしてそれらから生じる衝突や紛争を超越する人間観・世界観を提示している。人間身の内における守護は、全人類に共通する教えであり、そこには国や言語、人種、文化といった差異による分断は生じない。すなわち、さまざまな分断を超越する神の守護が説かれているのである。自然環境における守護の実相も、この身の内の守護と呼応しており、人間のみならずすべての動植物が享受する神の守護なのである。そしてこれこそが「天の理」なのである。

「元の理」において語られる創造の諸過程は、現代世界の構造を根底で支える「天の理」に至るまでの、神の長い守護の歴史を示すものである。そして、その抽象的な理を、具体的に理解しやすい生き物や神名を用いて明らかにした点に、「元の理」の大きな特徴がある。したがって、「元の理」は、地域・社会・文化の差異を超えた神の守護の世界を説く教えであり、「せかいたすけ」を掲げる天理教において根幹をなす教義であると位置づけられる。さらに異文化理解という視点においても、その根底ともなる教えであるとも言えよう。

2025年度

天理大学おやさと研究所特別講座

# 「教学と現代」

## 「元の理」の学際的研究の可能性

【演題】「元の理」の生物学的意義と進化論史的評価

【講師】佐藤 孝則 氏（まほろば両生類研究所長・元おやさと研究所員）

2026年3月25日(水)

13:00～15:30

天理大学研究棟3階 第一会議室

研究棟正面西側の自動ドアから入り、

エレベーターで3階に上がり、右側△お進みください

### プログラム

- 13:00～13:05 開会挨拶 井上 昭洋 所長  
趣旨説明 金子 昭 研究員
- 13:05～13:50 講演 佐藤 孝則 氏  
『元の理』の生物学的意義と進化論史的評価
- 13:50～14:00 休憩
- 14:00～15:00 パネルディスカッション 司会 堀内 みどり 主任  
総合テーマ 『元の理』の学際的研究の可能性  
パネル① 澤井 治郎 研究員  
「こぶきを捨てること—こぶき話と『元の理』」  
パネル② 中西 光一 研究員  
「進化論と人種主義—『元の理』が示すもう一つの世界観」
- 15:00～15:25 質疑応答
- 15:25～15:30 総括コメント・閉会挨拶 井上 昭洋 所長

お問い合わせ 天理大学おやさと研究所

〒632-8510 奈良県天理市杣之内町1050

TEL 0743-63-9080 E-mail oyaken@sta.tenri-u.ac.jp

グローバル天理  
第27巻 第3号 (通巻315号)

2026年(令和8年)3月1日発行

© Oyasato Institute for the Study of Religion  
Tenri University

発行者 井上昭洋  
編集発行 天理大学 おやさと研究所  
〒632-8510 奈良県天理市杣之内町1050  
TEL 0743-63-9080  
FAX 0743-63-7255  
URL <https://www.tenri-u.ac.jp/oyaken/index.html>  
E-mail oyaken@sta.tenri-u.ac.jp

おやさと研究所 (HP)



印刷 天理時報社

Printed in Japan